

令和 6 年

第 2 回市議会定例会 議案第 1 2 号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により，令和 6 年 3 月 3 0 日次のとおり専決したので，議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り，法附則第 5 条の 8 第 4 項および第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を，前年の合計所得金額が 1，8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条および附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 2 6 条の 3，第 2 6 条の 6，第 2 6 条の 7，附則第 4 条第 2 項，附則第 7 条第 1 項，附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項，前条および附則第 8 条の 2 ならびに法第 3 1 4 条の 6 および法第 3 1 4 条の 8 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 2 6 条の 6 第 2 項，第 3 0 条の 9 の 5 第 1 項および前条の規定の適用については，第 2 6 条の 6 第 2 項および前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項および第 5 条の 8 第 6 項」と，第 3 0 条の 9 の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と，「の前々年中」とあるのは「の同項

の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第29条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額

控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてははなし、第29条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第29条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてははなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてははなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第30条の9第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第30条の9の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第30条の9の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。）の合算額（以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切

り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)ならびに第30条の9の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当す

る税額，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり，かつ，その者の第1期分金額，その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には，普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は，第1期納期および第2期納期における税額はないものとし，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額，その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額，その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり，かつ，その者の第1期分金額，その者の第2期分金額，その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には，普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は，第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし，同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額，その者の第2期分金額，その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係

る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第30条の9の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第30条の9の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当す

る税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり，かつ，その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には，特別徴収対象税額は，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし，同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には，特別徴収対象税額は，当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第30条の9の5第2項の規定により読み替えられた第30条の9の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第30条の9の4の規定の適用については，同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは，「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第30条の9の6第1項の規定の適用がある場合については，前各項の規定は，適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り，法附則第5条の12



第3項および第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の3、第26条の6、第26条の7、附則第4条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4および附則第8条の2ならびに法第314条の6および法第314条の8の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条の3第12項中「第15条第25項第2号イ」を「第15条第25項第3号イ」に改め、同条第13項中「第15条第25項第2号ロ」を「第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第14項中「第15条第25項第2号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第15項中「第15条第25項第3号イ」を「第15条第25項第4号イ」に改め、同条第16項中「第15条第25項第3号ロ」を「第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第17項中「第15条第25項第3号ハ」を「第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第19項を削り、同条第20項中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項を同条第20項とし、同条第22項を同条第21項とする。

附則第8条の4第9項を同条第10項とし、同条第8項各号列記以外の部分および同項第5号中「第7条第17項」を「第7条第18項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第7条第16項各号」を「第7条第17項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第7条第11項各号」を「第7条第12項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第7条第10項各号に規定する」を「第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第7条第9項各号」を「第7条第10項各号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「第7条第8項各号」を「第7条第9項各号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法附則第15条の7第1項または第2項の認定長期優良住

宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に地方税法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項または第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項または第2項の規定を適用することができる。

附則第9条の見出しを「（令和7年度または令和8年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「令和4年度分または令和5年度分」を「令和7年度分または令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地または令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第10条の見出しを「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項中「商業地等に係る令和4年度分および令和5年度分」を「商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第3項中「令和4年度分および令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項および第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の見出しを「（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、

「。以下この条において同じ。」および「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては，前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 17 条の見出しを「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め，同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め，「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては，100 分の 2.5）」および「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては，前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り，同条第 2 項および第 3 項中「令和 4 年度分および令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め，同条第 4 項および第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 18 条の見出しを「（農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」に改め，同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め，「。以下この条において同じ。」および「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては，前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 20 条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に，「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 次項に定めるものを除き，改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は，令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和 5 年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定に

よる改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。